2023 年 10 月版

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 −ランプサム型 ）】

業務名称: **中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））**

調達管理番号:23a00639

【内容構成】

第１章　入札の手続き
第２章　特記仕様書
第３章　技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された 2023 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023 年 10 月 18 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第１章　入札の手続き

１．公告

公告日　2023 年 10 月 18 日

２．契約担当役

理事　井倉　義伸

３．競争に付する事項

（１）業務名称：中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 −ランプサム型 ））

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）[1]

（４）契約期間（予定）：2023 年 12 月から 2024 年 2 月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

人間開発部　高等教育・社会保障グループ

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023 年 10 月 24 日　12 時
2	入札説明書に対する質問	2023 年 10 月 25 日　12 時
3	質問への回答	2023 年 10 月 30 日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の **4 営業日前から 1 営業日前の正午まで**
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2023 年 11 月 6 日　12 時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2023 年 11 月 17 日　10 時 30 分
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

５．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

６． 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

提供資料：

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

・契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）日程参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①　件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②　添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

８．入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記４．（３）日程参照

（２）提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書

等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（ＰＤＦ）での提出とします。

② 上記４.（３）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

２）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記４.（３）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

３）別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４.（３）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書　（別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：**（調達管理番号）_（法人名）_見積書**

〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）技術提案書・別見積書

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

９．技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の２営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記４．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

１０．入札書

（１）入札価格の評価は、「第２章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

（２）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（３）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（４）入札保証金は免除します。

（５）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

２）入札書の提出期限後に到着した入札

３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

４）明らかに連合によると認められる入札

５）同一競争参加者による複数の入札

６）条件が付されている入札

７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

８）その他入札に関する条件に違反した入札

１１．入札執行の日時、手順等

（１）日時：上記４．（３）日程参照

（２）入札会の手順

１）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

２）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記１１.（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

１２．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、

配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章　技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（Ｎ）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/Ｎ×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をＮとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

１）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１３．契約書作成及び締結

（１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

（２）速やかに契約書を作成し締結します。

（３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

以 上

第２章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所やの参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と**受注者名**（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査（**一般競争入札（総合評価落札方式）−ランプサム型)**」に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 調査の背景・経緯

（１）当該地域におけるインクルーシブな保健・医療の現状・課題及び本事業の位置付け

国連障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約 ）では、障害者が障害のない人々と同等の保健･医療サービスにアクセスする権利を有するとして、同条約第 9 条において障害者の医療施設や情報へのアクセシビリティの確保を、第 22 条では障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーの保護、第 25 条では障害者の保健・医療制度・サービスへの平等なアクセスの保障、第 26 条ではハビリテーション及びリハビリテーションのサービスの強化並びにそれらに関連する補装具や支援機器の使用促進を各締約国に求めている。

しかしながら、2022 年に発表された世界保健機関（以下、WHO）のレポート「Global report on health equity for persons with disabilities」 では、障害者は、「Structural factors：社会階層により形作られた構造的な要因」、「Social determinants of health：健康の社会的決定要因」、「Risk factors：非感染性疾患の罹患や生活環境悪化による悪影響への脆弱性」、「Health System factors：保健・医療施設への物理的アクセス、保健・医療関連の情報へのアクセス、対応する医療人材や医薬品、医療技術等の不足」により、既存の保健・医療システムの中で不平等な状況に置かれ、若年死亡率や重大な疾病の罹患率が高く、健康状態が悪い傾向にあると報告されている。WHO は、こうした不平等な環境を是正するため、また、UHC の推進や

新型コロナウイルス感染症拡大のような医療に関する緊急事態においてあらゆる国民を守るためには、各国政府がインクルーシブな保健・医療制度・サービスを整備する必要があると提言している。

本調査は、係る状況を踏まえ、JICA による障害と開発分野の協力の歴史が長く、また、域内での学び合いが進んでいる中南米地域を対象として、インクルーシブな保健・医療の現状を包括的に調査することで、新しくも重要な「インクルーシブな保健・医療サービスの拡大」に向けた今後の事業展開の可能性を検討するものである。

（２）インクルーシブな保健・医療に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ 、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：社会保障・障害と開発」では、事業の裨益者として障害者を含む脆弱層があらゆる分野で包摂されるよう、分野横断的に包摂的な取組を実施するよう積極的に働きかけるとし、その課題の一つとして保健・医療を取り上げている。

（３）他の援助機関の対応

(1)のとおり、2022 年に WHO が「Global report on health equity for persons with disabilities」を発表。同報告書では、「障害者への平等な保健・医療の実現に向けた行動」として、政治的なコミットメント、インクルーシブな保健・医療予算の確保、ステークホルダーの積極的関与、保健・医療人材の育成、ケアモデルの確立、インフラ整備、デジタル技術の導入等の観点から、40 の具体的な行動目標が示されている。

本調査が対象とする中南米地域のインクルーシブな保健・医療分野への他の援助機関の具体的な対応や、上記 WHO が示す行動目標の有効性については、本調査を通じて詳細を確認する。

第３条 調査の目的と範囲

本調査は、JICA による障害と開発分野の協力の歴史が長く、また、域内での学び合いが進んでいる中南米地域を対象として、インクルーシブな保健・医療の現状を包括的に調査することで、新しくも重要な「インクルーシブな保健・医療サービスの拡大」に向けた今後の事業展開の可能性を検討するものである。

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために、「第４条 調査実施の留 意事項」を踏まえつつ、「第５条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第６条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第４条 調査実施の方針及び留意事項

（１）調査対象国

現地調査及び文献調査対象国：ブラジル（特にペルナンブコ州）、ボリビア

文献調査対象国[3]：中南米地域の３～５ヶ国対象とする。

（２）調査方針

１）調査対象機関

・ 各調査国における保健・医療分野の関連省庁、（地方分権が進んでいる場合は）地方自治体の同分野関連行政機関
・ 各調査国における社会福祉・障害分野の関連省庁、（地方分権が進んでいる場合は）地方自治体の同分野関連行政機関
・ 障害者が利用する保健・医療サービス提供機関（病院、保健センター、社会福祉センター等）
・ 障害者団体

２）調査実施方法

・ 全調査対象国に対する文献調査（オンラインでのヒアリング等も検討）
・ 現地調査対象国における政府やその他関係機関・関係者に対する対面ヒアリング調査文献調査対象国については、現地再委託も可能。

（３）調査の対象者について

特定の障害特性や年齢層（児童、高齢者等）に調査対象を限定することはせず、広く多様な障害、多様な環境下で暮らす障害者を対象に情報収集・分析を行うが、各国における障害者の数（障害種別）も収集すること。

（４） ジェンダー視点からの検討について

各種データ・事例等については、可能な限りジェンダー別の整理・分析を行うこととする。

[3] 文献調査対象国に関しては、プロポーザルにて提案すること。なお、今後の案件形成に繋げることを目的としているため、JICAが障害と開発分野で協力を実施してきた又は実施中の国、あるいは外務省の国別開発協力方針においてインクルーシブな保健・医療サービス拡充や障害と開発分野の推進が可能な方針が掲げられている国を3～5カ国提案すること。また、提案する対象国は公的な医療保障制度、保健財政等の観点から見て、一定程度保健・医療サービスが整備されている国が望ましい。

第５条 業務の内容

（１）インクルーシブな保健・医療に関連する国際動向の概要

１）国連機関、開発金融機関、二国間援助機関、国際 NGO 及びその他の関連機関[4] によるインクルーシブな保健・医療に係る協力方針や実績の概要

・各国際機関等のインクルーシブな保健・医療に関する政策や戦略の変遷等の経緯

・各国際機関等のインクルーシブな保健・医療にかかる実績

２）上記関連機関が中南米地域にて実施しているインクルーシブな保健・医療にかかる支援実績、今後の動向

・インクルーシブな保健・医療サービス提供の課題・ニーズ

（２）インクルーシブな保健・医療に関連する日本の政策・制度・サービスの概要

（３）調査対象国における保健セクターの概況と障害者に対する保健・医療サービス提供体制

a. 各国の保健セクターの概況

・保健人口の概要（総人口、年齢別人口、障害者数（全体及び障害種別、障害の原因含む）、高齢化率の推移と将来予測、疾病構造・危険因子等）

・保健・医療政策（保健セクター戦略、行動計画、社会福祉政策（特に障害者に対する政策）、UHC 関連政策（特にその中での障害者に対する政策）、高齢者医療などセクター別の保健医療計画の有無と概要）関連法・規制

・公的な医療保障制度（対象者、保険料、自己負担率、障害者への対応、整備状況・課題等）、制度関係機関の概要（役割・予算・人員・組織図を含む）

b. 各国の障害者に対する保健・医療サービス提供体制

調査対象国における障害者に対する保健・医療サービス提供体制について、以下の点に留意しつつ、既存の法律、文献、報告書等をレビュー、整理するとともに、現地調査を通じて詳細を分析する。

１）障害者権利条約の適用状況に関する調査・分析

障害者権利条約の第 4 条「一般的義務」及び保健・医療サービスに関係の深い項目（第 25 条「健康」、第 26 条「ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション」、第 20 条「個人の移動を容易にすること」、第 9 条「施設及びサービス等の利用の容易さ」）に関する調査対象国の現状と課題を、以下の観点を中心に詳細に分析する。なお、同分析においては、同条約に対する調査対象各国の政府報

---

[4]調査対象とする国際機関等は、世界銀行、WHO、UNICEF、UNAIDS、世界結核・マラリア・エイズ対策基金、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団、GAVI アライアンス、米国疾病対策予防センター、UHC2030 などを想定しており、二国間ドナーは、アメリカ、オーストラリア、イギリス等を想定している。合計 5 機関を目安に 適切な機関をプロポーザルにて提案すること。

告や国連障害者権利委員会からの総括所見、障害者団体からの意見書等を参照し、関連する法律、開発プログラム、具体的な社会サービス・制度、同サービスを提供する人材の量や質、同サービス提供のための予算計画等の現状と課題を体系立てて整理、分析する。

また、現地調査の対象となっているブラジルとボリビアについては、文献調査を基に、現地調査の調査対象先、調査項目、調査方法等を検討し、調査方針（案）（和文・西文・葡文）を作成するとともに、調査方針（案）に基づき、関係機関（対象国側関係機関等）に対する質問票を作成する。

【分析における観点】

・インクルーシブな保健・医療に関する、及びそれらを促進するための、法律、開発プログラム、公共サービスが存在するか

・保健・医療関連法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる制度や仕組みが整えられているか（障害者権利条約第 4 条「一般的義務」に相当）

・障害者が、他の者と同一の範囲及び水準の保健・医療サービスを提供されているか（障害者権利条約第 25 条(a)に相当）

・障害者が必要とする保健・医療サービスが提供されているか。提供されている場合、具体的にどのようなサービスが誰により提供されているか（障害者権利条約第 25 条(b)に相当）

・障害者が、都市部への頻繁な移動等を伴わず、自身が属する地域社会において適切な保健・医療サービスを受けることが可能な体制となっているか（障害者権利条約第 25 条(c)に相当）

・保健・医療従事者に対する障害者の人権、尊厳、自立及びニーズに関する意識を高めるための研修制度が整備されているか（障害者権利条約第 25 条(d)に相当）

・健康保険等社会保険の提供において、障害者に対する差別がないか（障害者権利条約第 25 条(e)に相当）

・保健サービス等の提供における差別的な扱いの防止あるいは改善の促進や処罰に関する措置・制度があるか。また、提供されている医療的措置（隔離等）が、教育や雇用、地域社会での生活に係る障害者の包摂を阻害する要因となっていないか（障害者権利条約第 25 条(f)に相当）

・障害者が、障害者のために設計されたハビリテーション及びリハビリテーションに関連する補装具（義肢装具等）及び支援機器を適切な価格と知識の下に使用可能な制度・サービスがあるか（障害者権利条約第 26 条に相当）

・障害者が、質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会が財政面を考慮しつつ確保されているか。また、それらの機器等が医療機関内あるいは医療機関への移動時に容易に利用できる体制となっているか（障害者権利条約第 20 条(b)に相当）

・障害者が、他の者との平等を基礎として、保健・医療施設へ容易にアクセスできる環境及び保健・医療サービスに関する情報を容易に入手できる環境が整っているか（障害者権利条約第 9 条に相当）

２）調査対象国の障害者が保健・医療サービスを利用するに際して直面している課題の分析

現地調査対象国については、現地の障害者団体のレポートの分析や現地調査時のヒアリングを通じて、第５条（１）１)で調査する法律や制度とは別に、各国の障害者が実際に利用しているサービスの現状と課題、必要としているサービス等について確認、分析する。特に、以下の観点を中心に、障害者が保健・医療サービスを利用する際のフローを場面ごとに区切り、それぞれの体制がインクルーシブなものかを検証する。

【分析における観点】

・障害者が、障害者が利用できる保健・医療サービスについて認識しているか。認識している場合はどのように情報を入手しているか。

・障害者が認識していない保健・医療サービスがある場合、情報を得られない阻害要因は何か

・障害者が、過去に利用した／現在利用している保健・医療サービスに満足しているか。また、どのような点に改善が必要と考えているか。

・障害者が、保健・医療施設へ容易にアクセスできる環境にあるか。また、支払い負担の大きすぎない価格となっているか。

・保健・医療施設内の移動や案内が、障害者に配慮した構造となっているか

・保健・医療関係者の障害者に対する接遇が適切なものであるか

・保健・医療施設を利用する際の導線（受付、待合室、インフォメーションセンター、診察室、薬局、病棟等）が物理的アクセシビリティ及び情報アクセシビリティを確保しているか

・障害者に提供される医療行為や医薬品について、適切な説明がなされているか

・障害者が保健・医療施設を利用する際の医療費が、支払い負担の大きすぎない価格設定となっているか

・インクルーシブな保健・医療の強化への課題（特に、実際に提供されている公共サービスの不足や関係機関の連携の在り方に関する課題）

（４）インクルーシブな保健・医療に関する現地セミナーの実施

本調査の現地調査（ブラジル）は、直営調査団（障害当事者１名を含む３-４名を想定）の同行を予定している。直営調査団が現地入りする期間に現地セミナー（ペルナンブコ州での実施を想定）を実施し、インクルーシブな保健・医療にかかる課題、目指すべき姿、必要となる組織や政府側の支援について理解を深めることを目的にセミナーを実施すること。

受注者は、現地セミナー実施にかかる参加者の受入、会場の手配（会場についてはペルナンブコ州保健局の会議室などを想定）、セミナーの運営等を実施する。本セミナーの結果は、ファイナルレポートに反映させること。

第６条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナルレポートを最終成果品とする。

（１）業務実施計画

・提出時期：契約締結後 10 営業日以内
・作成言語：和文
・提出方法：電子データ（Word 及び PDF）
・定型：なし
・内容：契約期間内の業務計画及び調査方針案及び目次案

（２）ドラフトファイナルレポート

・提出時期：2024 年 2 月中旬
・作成言語：和文
・提出方法：電子データ（Word 及び PDF）
・定型：なし
・提出時までの調査結果

（３）ファイナルレポート
・提出時期：2024 年 2 月 29 日(木)
・作成言語：和文
・提出方法：電子データ（Word 及び PDF）及び CD-R２部
・定型：なし
・内容：提出時までの調査結果
・留意点：JICA からのフィードバック等を踏まえ、報告書を最終化すること。
アクセシブルな報告書にするために「各図のテキスト説明文」を記入すること。

（４）収集資料
本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後 JICA に提出すること。

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第７条　「相談窓口」の設置
発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：報告書目次案
別紙２：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

別紙１

報告書目次案

要旨

第１章　調査概要
　１－１　調査の背景・目的
　１－２　調査の内容・方法等

第２章　インクルーシブな保健・医療に関する国際動向の概要
　２－１　国連機関、開発金融機関、二国間援助機関、国際 NGO 及びその他の関連機関によるインクルーシブな保健・医療に係る協力方針や実績の概要
　２－２　上記関連機関が中南米地域にて実施しているインクルーシブな保健・医療強化に関係する事業の概要

第３章　インクルーシブな保健・医療に関する日本の政策・制度・サービスの概要
　３－１　インクルーシブな保健・医療に関する日本の政策
　３－２　インクルーシブな保健・医療に関する自治体における取組

第４章　調査対象国における障害者に対する保健・医療サービス提供体制
　４－１　〇〇国の概況、保健・医療政策
　４－２障害者権利条約の適用状況に関する調査・分析
　４－３　調査対象国の障害者が保健・医療サービスを利用するに際して直面している課題の分析
　４－４　インクルーシブな保健・医療の強化への課題

第５章　JICA 事業におけるインクルーシブな保健・医療にかかる協力方針への検討

参考文献

別紙２

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章「１．技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	文献調査対象国	第４条　調査の留意事項 （１）調査対象国
2	国際動向の調査対象機関	第５条　調査の内容 （１）インクルーシブな保健・医療に関連する国際動向の概要

第３章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第２章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

１．技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

（１）業務の工程

「第２章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第２章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）3.50 人月

（現地渡航回数：延べ 2 回）

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

（３）業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／●●　格付の目安　２号）】

１）　対象国及び類似地域：ブラジル国及び中南米地域

２）　語学能力：英語（ポルトガル語、スペイン語能力は加点対象）

※　業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※　総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・ＮＧＯに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付して技術提案書にて提案すること。

（５）配付資料／公開資料等

１）公開資料

- 国別障害関連情報（中南米）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/reports/america.html

- 中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366670.pdf

- JICA 事業の障害主流化促進に係る情報収集・課題分析業務 業務完了報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000051038.html

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

２．技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ｉ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（１）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ｉ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「Ｉ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（３）業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

（４）技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

１）形式

技術提案書は、Ａ４版（縦）、原則として１行の文字数を４５字及び１ページの行数については３５行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

３．　経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）本案件に係る業務量の目途

「第３章　技術提案書作成要領」の２．（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「８．（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地セミナー開催費	「第２章　特記仕様書案　第５条業務の内容（４）	150,000 円	会場の手配（会場借上げ費用含む）、セ	一般業務費

		インクルーシブな保健・医療に関する現地セミナーの実施		ミナーに必要な物品調達に係る費用。 参加者受入、セミナーの運営、ファシリテーターの補助等を実施する（セミナーのファシリテーターは別途派遣する官団員が行う）。	
２	資料翻訳費	取得資料等全般	1,000,000 円	翻訳が必要な資料の選定、翻訳会社への発注を行い、現地調査・文献調査の補助とする。	一般業務費

（４）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙３：評価表

別紙３

技術提案書評価配点表

評　価　項　目	配　点
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
（１）類似業務の経験	6
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3
イ）ワークライフバランス認定	1
２．業務の実施方針等	（　65　）
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
（２）作業計画等	30
３．業務従事予定者の経験・能力	（　25　）
（１）業務主任者の経験・能力：　業務主任者／〇〇	（　25　）
ア）類似業務の経験	12
イ）語学力	5
ウ）業務主任者等としての経験	5
エ）その他学位、資格等	3